

## 取 扱 基 準

名 称	中小企業指導事業費補助金（中之口商工会）
補助区分	運営費補助□ 事業費補助■
補助金の概要	会員である中小企業者に対し、経営改善や技術発達を目的に様々な事業を展開している中之口商工会に対する補助金。
目 標	数値化□ 非数値化■
	市内商工業の発展に資するための事業を実施し、各種経営近代化普及事業の円滑な実施と効率化を図る。
	<目標が数値でない場合の評価方法> 実績報告書等で事業の実施状況を総合的に判断し評価する。
補助事業者	中之口商工会
補助対象経費の内容	講習会開催事業、金融指導事業、商業振興事業など
補助額 及びその算定方法 又は補助率	5,500,000円（定額補助） 実行補助率は、実際の申請により決定するため未定 <補助額が5万円未満、又は補助率(実行補助率を含む)が1/2を超える場合の理由>
開始時期	令和 3年 4月 1日
評価の時期	令和 5年 9月30日
終 期	令和 6年 3月31日
	（終期が3年を超える場合の理由）
補助事業者による 情報の公表	〔内容〕 中之口商工会の指導事業費の一部は新潟市の補助金に基づくものである旨を表示。
	〔媒体〕 ホームページ等。
担当部署	経済部 商業振興課 総務・制度融資グループ 電 話 025-226-1629（直通） e-mail shogyo@city.niigata.lg.jp